

第1次新宮町男女共同参画基本計画

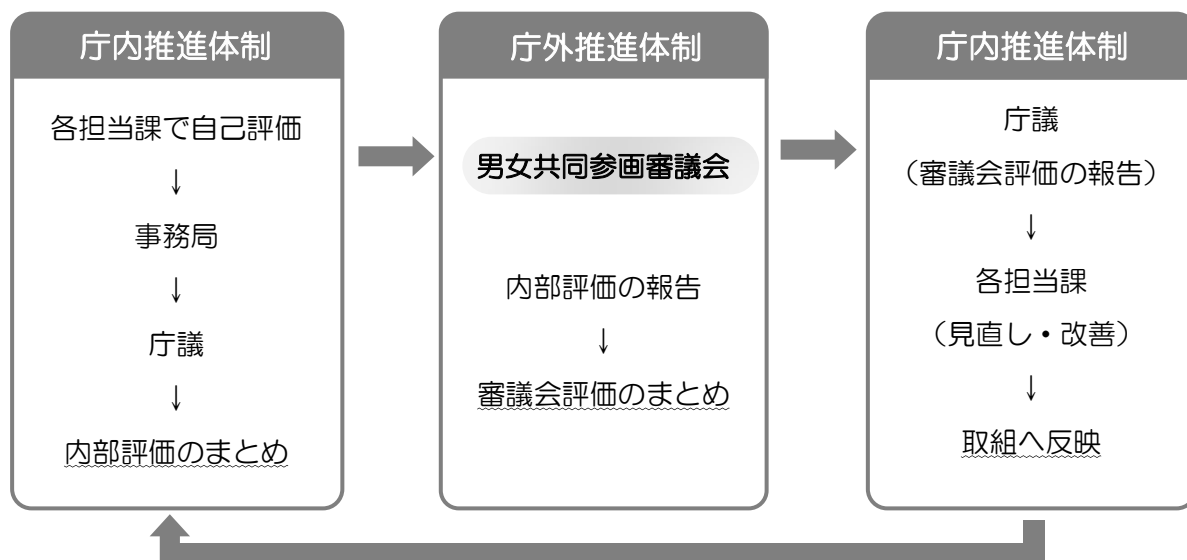
平成29年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の仕方

第1次新宮町男女共同参画基本計画は、平成26年度から30年度を計画期間とする、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女の人権に関する教育・啓発
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
	(4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進
基本目標2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
基本目標3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況総括

各施策における平成29年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	5	4	1	0	0
	(2)	2	1	1	0	0
	(3)	3	1	2	0	0
	(4)	2	1	1	0	0
2	(1)	2	0	2	0	0
	(2)	4	0	4	0	0
	(3)	4	1	3	0	0
	(4)	3	0	3	0	0
3	(1)	4	2	2	0	0
	(2)	4	1	3	0	0
	(3)	2	1	1	0	0
全 体		35 (100.0%)	12 (34.3%)	23 (65.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

全体ではA「十分達成している」が34.3%、B「ある程度達成しているが一部課題が残る」が65.7%、C「達成が不十分であり改善を要する」及びD「達成にはほど遠く見直しを要する」が0.0%です。

計画4年目となる平成29年度は、年次計画に基づき、「町民意識調査」及び「企業・事業所意識調査」を実施しました。また、多くの町民が集まるイベント「まつり新宮」での啓発活動や職員研修など町職員の意識啓発にも引き続き取り組みました。

第1次基本計画となる本計画では、引き続き意識啓発に重点を置いた取り組みを進めるとともに、意識調査結果やこれまでの進捗状況から課題を抽出し、次期計画に反映していくことが重要であると考えます。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動とともに、就学前教育、社会教育まであらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際的取り組みの情報収集や国際的な視野に立った人材育成などの男女共同参画の推進を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	7	5	0	0
%	58.3	41.7	0.0	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

- 町ホームページに第1次新宮町男女共同参画基本計画の平成28年度実施状況評価について掲載した。
- 役場1階ロビーに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 男女共同参画の推進を目的とした事業を積極的に町広報誌及び町ホームページに掲載した。
- 啓発物品を作成し「まつり新宮」や「人権講演会」など多くの町民が集まるイベントでの啓発活動を実施した。
- 新宮町男女共同参画推進条例の認知度を調査し、把握した。認知度27.1%。
- 全職員を対象とした業務改善研修を実施し、効率的かつ効果的な仕事の進め方を習得することで、超過勤務削減や年次有給休暇取得率の向上を図った。
- 6月の「男女共同参画週間」にあわせ、図書館内特設コーナーにおいて関係図書の実展示を行った。

基本施策（2） 男女の人権に関する教育・啓発

- 「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みを実施した。
- 地域分館が主体となり4つの行政区で地域分館人権学習会を開催した。
- 「心配ごと・福祉なんでも相談」「無料法律相談」の実施のほか、人権に関する相

談窓口を設置した。

基本施策（3） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

○町立幼稚園の保護者研修会を実施した。

○教職員に対する人権研修を実施した。

○男性向け料理教室や親子あそびを開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。

基本施策（4） 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

○福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」参加者（平成28年度参加）による報告会を後援した。

【評価（成果や課題）】

○引き続き新宮町男女共同参画推進条例の周知に努め、認知度（27.1%）を高めていく必要がある。

○男女共同参画関係図書の展示について、子育て、女性の社会進出など、より幅広いテーマの図書を展示し内容を充実させた結果、若い世代の利用者を増やすことができた。

○各種講座について、土曜日、日曜日の講座実施、ホームページを活用した講座の広報により、前年度よりも男性の参加者を増やすことができた。

基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域活動や防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。また、男女が平等に意欲や能力に応じて働けるような環境づくりや、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	1	12	0	0
%	7.7	92.3	0.0	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

○内閣府の調査に基づき、平成29年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。

審議会等における女性の登用率、23.7%（平成28年度は23.0%）

○女性管理職職員を1名増員した。

基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

○商工会などと連携し、町内事業所への研修等の情報提供を行った。

○農業委員会で女性農業委員の活動報告を実施した。

○県が主催する就職支援セミナーを広報及びホームページで周知した。

基本施策（3） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

○パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的参加を促進した。

○延長保育、一時保育、病後児保育に加えて病児保育を開始し、多様なニーズに対応できる環境を整備して、仕事などと子育ての両立を支援した。

○協議体による検討会、地域座談会、地域ケア会議の実施により、継続した生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に努めた。

基本施策（4） 地域における男女共同参画の促進

○ふくおか県「翼の会」との町長懇談会を実施し、新宮町での男女共同参画の推進について意見交換を行った。

○行政区長会で女性の人権をテーマとした研修を実施、また県主催の男女共同参画に関する講演会等を案内した。

○女性消防団員の防火・防災に対する知識・技能習得を図り、その活動のPRに努めた。

【評価（成果や課題）】

○審議会等における女性の登用率が0.7%高くなった。引き続き、女性委員の登用を推進し、選任方法についての見直しなどの検討を必要とする。

○引き続き、災害対応における女性の視点の重要性を啓発し、新たな女性消防団員の育成を図る。

○いろいろな分野で政策・施策形成の場への女性の参画を引き続き進めていく必要がある。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、その被害防止に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正しい知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭・高齢者・障がい者など誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	4	6	0	0
%	40.0	60.0	0.0	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」など相談窓口について、広報やホームページなどを活用して周知するとともに、窓口においても周知を行った。
- DV被害者に関する情報非開示（非開示申請あり）の徹底について、引き続き職員への周知を図り、体制の見直しなどを行った。

基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 小・中学校において、発達段階に応じた生命尊重教育、性教育を実施した。
- マタニティー＆ママのつどいやパパママ教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- ビギナーズクッキング教室や遊びの会を開催し、育児に関する知識の普及を行った。
- 乳幼児健診などの保健事業の場で、保健師・助産師などが各種相談に応じ、必要に応じて栄養士や言語聴覚士など他職種につなぐ体制をとった。
- 検診（健診）の予約方法を、ハガキによる予約からコールセンターを活用した電話による予約に変更した。また、女性限定日の設定やキッズサポーターの配置などにより、多くの人々が検診（健診）を受けやすい環境を整備した。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し、対象者への周知を図った。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じ

ないよう努めた。

- ひとり親家庭等に対する医療や手当について、広報誌やホームページでの周知に加え、離婚届後に必要な手続きをまとめたチラシを作成して配付、説明を行った。
- 高齢者や障がい者等、専門職を中心に相談対応を行った。また、各種制度について広報誌やホームページに加えて、「福祉の手引き」を作成して対象者への周知を図った。

【評価（成果や課題）】

- 生涯を通じた健康増進を促すため、引き続き受診しやすい環境の整備や受診項目の見直しなどを行っていく。
- 相談窓口、各種制度の周知については、さまざまな啓発活動を継続し、認知度をあげる。
- 各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。